

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月28日
【事業年度】	第9期（自平成26年3月1日至平成27年2月28日）
【会社名】	株式会社トライステージ
【英訳名】	Tri-Stage Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 丸田 昭雄
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 野口 卓
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 野口 卓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月
売上高 (千円)	-	-	33,826,160	36,023,571	32,185,232
経常利益 (千円)	-	-	503,535	777,404	931,567
当期純利益 (千円)	-	-	248,202	374,949	533,380
包括利益 (千円)	-	-	250,162	362,728	535,517
純資産額 (千円)	-	-	8,387,515	8,614,747	8,993,913
総資産額 (千円)	-	-	12,325,246	12,741,689	12,987,102
1株当たり純資産額 (円)	-	-	1,125.49	1,152.13	1,202.07
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	33.53	50.36	71.51
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	33.25	50.18	71.34
自己資本比率 (%)	-	-	67.8	67.4	69.1
自己資本利益率 (%)	-	-	3.0	4.4	6.1
株価収益率 (倍)	-	-	28.9	23.4	19.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	127,802	719,781	605,859
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	828,962	1,038,865	61,100
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	137,805	30,703	160,664
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	-	-	1,847,914	1,559,534	1,943,628
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	- (-)	- (-)	137 (-)	155 (-)	155 (-)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第7期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、第6期以前については記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月
売上高 (千円)	37,572,063	34,813,650	30,819,330	28,255,243	24,666,761
経常利益 (千円)	3,237,135	1,988,691	519,208	834,286	990,167
当期純利益 (千円)	1,908,808	1,147,712	269,456	425,677	585,303
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	633,702	635,638	638,499	643,642	644,738
発行済株式総数 (株)	7,525,500	7,543,800	7,574,700	7,607,400	7,620,000
純資産額 (千円)	7,396,956	8,250,182	8,377,433	8,663,624	9,105,576
総資産額 (千円)	10,988,043	11,267,258	11,063,938	11,138,087	11,714,655
1株当たり純資産額 (円)	982.94	1,115.85	1,128.35	1,161.78	1,218.66
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	20 (-)	20 (-)	20 (-)	20 (-)	71 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	254.10	153.27	36.40	57.17	78.48
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	250.43	151.70	36.10	56.97	78.29
自己資本比率 (%)	67.3	73.2	75.7	77.8	77.7
自己資本利益率 (%)	29.6	14.7	3.2	5.0	6.6
株価収益率 (倍)	4.8	6.1	26.6	20.6	17.5
配当性向 (%)	7.9	13.0	54.9	35.0	90.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,295,952	980,904	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,481,471	768,969	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	5,969	294,021	-	-	-
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	1,111,041	1,028,955	-	-	-
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	93 (-)	108 (-)	116 (-)	129 (-)	134 (-)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第5期及び第6期については関連会社がないため記載しておりません。

3. 第7期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、第7期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

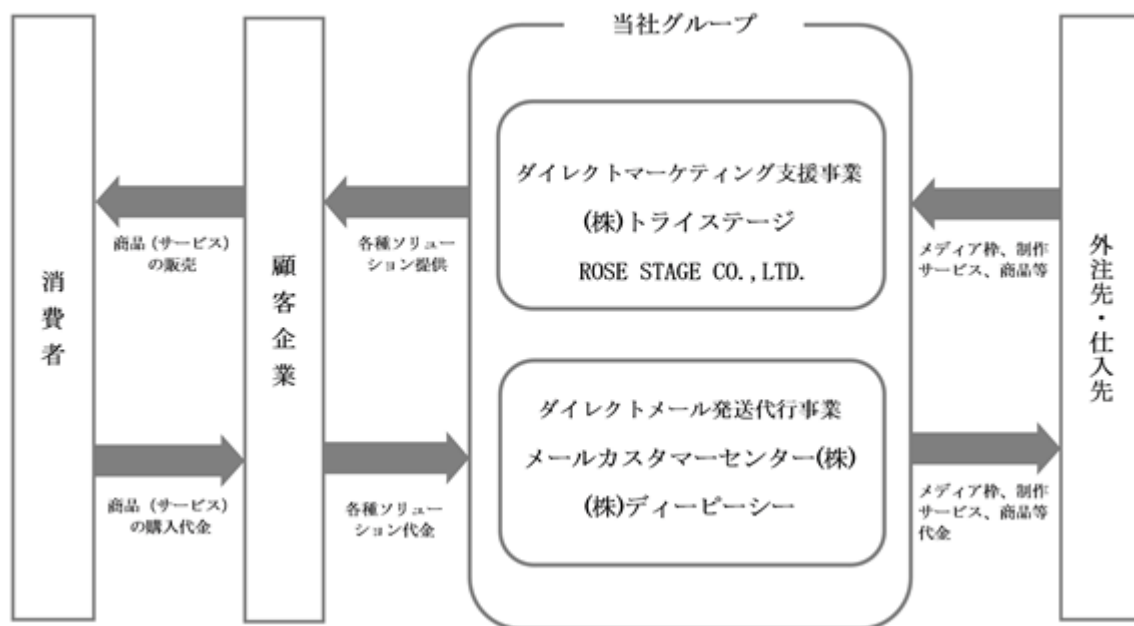
## 2【沿革】

年月	事項
平成18年3月	東京都港区に、ダイレクトマーケティング事業を実施する企業に対して、テレビやインターネット等のメディアを使用した商品・サービスの販売や集客のサポートと、顧客管理に至るまでのプロセスの各種ソリューションを提供することを事業目的とした、株式会社トライステージ（資本金10,000千円）を設立
平成20年8月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成24年11月	メールカスタマーセンター株式会社を子会社化（現 連結子会社）
平成25年6月	GMOアドパートナーズ株式会社との合併により、当社の子会社として株式会社トライズデジタルベースを設立
平成26年3月	本社を東京都港区区内で移転
平成26年4月	株式会社トライズデジタルベースを解散
平成26年12月	タイにて現地のメディア会社と合併会社ROSE STAGE CO.,LTD.（現 持分法適用関連会社）に出資し、関連会社化

## 3【事業の内容】

当社グループは、株式会社トライステージと連結子会社2社（メールカスタマーセンター株式会社、株式会社ディーピーシー）及び持分法適用関連会社1社（ROSE STAGE CO.,LTD.）により構成されており、ダイレクトマーケティング実施企業に対して、テレビ番組放送枠をはじめとする各種メディア枠の提供、商品開発、各種表現企画・制作、受注・物流等におけるノウハウの提供等の各種ソリューションを提供する「ダイレクトマーケティング支援事業」及び、ダイレクトメールや商品の発送代行、並びに封入発送代行を行う「ダイレクトメール発送代行事業」を行っております。

< 事業系統図 >



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金(千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) メールカスタ マーセンター株 式会社	東京都港区	42,300	ダイレクトメール 発送代行事業	86.8	役員の兼任 債務保証
株式会社ディー ピーシー	東京都港区	8,000	ダイレクトメール 発送代行事業	100.0 (100.0)	-
(持分法適用関連 会社) ROSE STAGE CO.,LTD.	タイ バンコク	千タイバーツ 3,000	ダイレクトマーケ ティング支援事業	40.0	役員の兼任

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。  
3. メールカスタマーセンター株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が90%を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成27年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ダイレクトマーケティング支援事業	134
ダイレクトメール発送代行事業	21
合計	155

- (注) 従業員数は就業人員であります。

##### (2) 提出会社の状況

平成27年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
134	33.4	3.7	6,822

セグメントの名称	従業員数(人)
ダイレクトマーケティング支援事業	134
合計	134

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合はトライステージ労働組合と称し、会社と組合との間に特筆すべき事項はありません。なお、当社グループ全体での労働組合は組織されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策を背景として緩やかな回復基調にありましたが、個人消費は、消費者マインドに弱さが見られる中で、底堅い動きとなっております。一方、当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、通信販売の定着とともに拡大基調が続いております。

このような環境の下、当社グループはダイレクトマーケティング実施企業に対してバリューチェーンの各局面で最適なソリューションを提供するべく努めてまいりました。また、中期的な成長戦略として位置付けた「WEBビジネスの推進」、「CRMビジネスの推進」、「国際ビジネスの推進」を推し進めるべく、社内体制を整えるとともに、外部との連携を含めた基盤づくりに取り組んでまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は32,185,232千円（前期比10.7%減）、売上総利益は3,192,571千円（前期比10.4%増）となりました。販売費及び一般管理費は、2,273,144千円（前期比7.4%増）となり、営業利益は919,426千円（前期比18.6%増）、経常利益は931,567千円（前期比19.8%増）、当期純利益は533,380千円（前期比42.3%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

#### ダイレクトマーケティング支援事業

ダイレクトマーケティング支援事業については、「既存事業の再成長」を重点施策に置き、営業力強化、商品力強化、コスト適正化に取り組みました。特に、営業力強化における営業プロセス管理や、コスト適正化におけるメディア枠の仕入量適正化及び販売価格の安定化が奏功し、売上総利益及び売上総利益率ともに大幅に改善いたしました。

WEBビジネスについては、4月よりテレビを見てWEBでの購入に至る貢献度（オフラインアトリビューション）を可視化し、顧客企業のマーケティング予算配分を最適化するサービスを開始いたしました。昨年6月に設立した株式会社トライズデジタルベースは、4月に合弁相手先と業務提携契約を締結したうえで解散いたしました。

国際ビジネスについては、ベトナム、台湾、マレーシア、タイに続き、3月よりシンガポールにて日本企業の通販支援を開始し、11月にはマレーシアにて新たに現地企業の通販支援を開始する等、各国の状況に合わせたマルチチャネル型の販売支援強化に取り組んでおります。また、12月にはタイで合弁会社を発足し、アジアでの通販支援事業を本格的に展開する足掛かりとなる拠点を作りました。

販売費及び一般管理費は、本社移転に伴い地代家賃及び減価償却費が増加いたしました。また、第1四半期連結会計期間に消耗品費等の一時的な費用が発生いたしました。しかし、全社的な販売費及び一般管理費の削減への取り組み及び貸倒懸念債権の回収等により、営業利益及び営業利益率は改善いたしました。

この結果、売上高は24,667,697千円（前期比12.7%減）、営業利益は978,168千円（前期比22.9%増）となりました。

#### ダイレクトメール発送代行事業

ダイレクトメール発送代行事業については、メールカスタマーセンター株式会社において、「ゆうメール」及び「メール便」の取扱通数の規模を活かした仕入の下、顧客企業からの受注が好調に推移いたしました。しかしながら、仕入単価の上昇に伴う価格転嫁が一部できなかったことにより売上総利益率が悪化いたしました。

この結果、売上高は7,550,124千円（前期比3.0%減）、営業損失は58,712千円（前期は20,413千円の損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末と比較して384,094千円増加し、1,943,628千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動によって増加した資金は605,859千円（前連結会計年度は719,781千円の資金の増加）となりました。

これは主に増加要因として、税金等調整前当期純利益を936,208千円計上し、未払消費税等が57,815千円増加した一方、減少要因として、貸倒引当金が394,559千円減少したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果減少した資金は61,100千円（前連結会計年度は1,038,865千円の資金の減少）となりました。

これは主に有価証券の取得による支出5,600,000千円、有価証券の償還による収入4,600,000千円、有形固定資産の取得による支出140,780千円、定期預金の預入による支出7,200,000千円、定期預金の払戻による収入8,300,000千円が発生したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果減少した資金は160,664千円（前連結会計年度は30,703千円の資金の増加）となりました。

これは主に長期借入れによる収入100,000千円、長期借入金の返済による支出148,232千円、配当金の支払149,126千円が発生したこと等によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当連結会計年度における仕入及び販売の状況は次のとおりであります。

### (1) 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	対前期増減率(%)
ダイレクトマーケティング支援事業(千円)	21,756,560	15.5
ダイレクトメール発送代行事業(千円)	7,261,348	2.1
合計(千円)	29,017,909	12.5

(注) 1. 金額は仕入価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ダイレクトマーケティング支援事業における仕入実績は、メディア枠の仕入、商品の仕入のほかに、表現制作物、コールセンター業務等の外注により発生した費用が含まれております。

### (2) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	対前期増減率(%)
ダイレクトマーケティング支援事業(千円)	24,667,697	12.7
ダイレクトメール発送代行事業(千円)	7,550,124	3.0
合計(千円)	32,217,822	10.6

(注) 1. セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)		当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
キューサイ株式会社	6,580,038	18.3	5,708,585	17.7
株式会社富山常備薬グループ	-	-	3,242,887	10.1
株式会社テレビショッピング研究所	3,898,070	10.8	-	-

(注) 1. 前連結会計年度における株式会社富山常備薬グループの販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 当連結会計年度における株式会社テレビショッピング研究所の販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。



### 3 【対処すべき課題】

当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、依然として拡大基調が続いているものの、市場規模が拡大したことから、その伸長率は鈍化傾向となっております。特に、テレビ通販市場は、今後も横ばい傾向が継続することが見込まれます。

このような環境下、当社グループは、次期からスタートする中期経営計画において、3か年ビジョンとして「ダイレクトマーケティングにおけるTV広告のさらなる革新」、「TVとWEBのシームレス化を見据えた独自のWEB広告の実現」、「海外事業の革新的なビジネスモデルでの展開」を掲げ、既存事業、WEB事業、海外事業及びダイレクトメール発送代行事業を中核事業と位置付け、その事業拡大を目指してまいります。

#### (1) 既存事業

当事業年度においては、当社グループの既存の強みであるテレビを使用したダイレクトマーケティング支援事業において、新規顧客の開拓及び顧客企業別の最適な対応、営業プロセスの管理によって営業力強化を推進し、大幅な収益率の改善を実現いたしました。次期以降においては、新業種クライアントの開拓及び販売効果の高い自社通販番組を実施し、事業拡大を図ってまいります。また、放送枠効果実績に基づいた仕入・枠提案を行い、クライアントの広告効果向上により、当社の売上及び利益の増加を図ってまいります。

#### (2) WEB事業

メディア環境の急速な発達及び多様化に伴い、PC、スマートフォン等のモバイル端末、タブレット端末等の各種WEBメディアを使用したダイレクトマーケティングが急成長を遂げております。

当社は、昨年4月より、テレビを見てWEBでの購入に至る貢献度（オフラインアトリビューション）を可視化し、顧客企業のマーケティング予算を最適化するサービスを開始いたしました。次期以降は、このサービスを利用したWEB広告提案を積極的に実施するとともに、動画広告事業にも参入し、当社が強みとしているテレビ通販支援に匹敵する事業とすべく、業容の拡大を図ってまいります。

#### (3) 海外事業

わが国のダイレクトマーケティング市場の伸長率は鈍化傾向となっている一方、アジアを中心とした新興国におけるダイレクトマーケティング市場は経済の発展と相まって急成長を遂げており、今後も高い成長が期待されております。

このような状況を鑑み、当社グループはベトナム、台湾、マレーシア、タイ、シンガポールにて日本企業の通販支援事業に取り組んでまいりました。次期以降は、顧客企業に対して、テレビだけでなく、アウトバウンド、EC、リテールを含めたマルチチャネル型による通販支援事業を積極的に推進することにより、業容の拡大を図ってまいります。

#### (4) ダイレクトメール発送代行事業

ダイレクトメール発送代行事業については、メールカスタマーセンター株式会社において、「ゆうメール」及び「メール便」の取扱通数の規模を活かした仕入の下、積極的に営業活動を展開し、新規の顧客企業獲得及び既存の顧客企業からの受注が好調に推移しておりますが、仕入単価の上昇に伴う価格転嫁が一部できなかったことにより売上総利益率が悪化しております。

既存顧客の取扱高拡大と収益率の向上、新規顧客の獲得及び新事業の開発と拡大を基本戦略とし、業容の拡大を図ってまいります。

(5) 会社の支配に関する基本方針について

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念や経営理念、当社企業価値の源泉、顧客企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模買付提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、株主の皆様に大規模買付行為に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

イ．企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「消費者の喜びは、クライアントの喜びであり、私たちの喜び」を社是とし、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

ダイレクトマーケティングによって商品がより多く消費者に選択されるためには、ダイレクトマーケティングを構成するバリューチェーン、すなわち商品開発、事業計画、表現企画、媒体選定、受注、効果分析、情報加工、物流・決済、顧客管理の各局面を充実させる必要があります。当社は、顧客企業の商品が、消費者から選ばれ、より多く売れるために、ダイレクトマーケティングのバリューチェーンの全ての局面におけるソリューションメニューを有しており、顧客企業に合わせてその全部または一部を提供しています。当社では、これらのソリューションメニューの提供を総合的に実施することを「トータルソリューションサービス」と称し、当社の事業の特長としております。

トータルソリューションサービスにおける当社の強みは、大量一括仕入れによる豊富かつ費用対効果の高い媒体の調達力、複数のコールセンターを一括管理することによる受注管理ノウハウ、データ・情報の分析力にあります。

媒体調達は参入障壁の高い分野ですが、広告代理店出身の創業者による広告代理店やテレビ局との長期的な信頼関係と媒体取り扱い経験に基づいた大量一括仕入れにより、安定的に豊富な媒体を仕入れることを可能としております。

受注管理ノウハウにおいては、当社が各コールセンターを一括して取りまとめ、顧客商品の理解を促進させる独自の受電マニュアルを作成し、受注データを基に改善を繰り返すことで受注効率の向上を実現しております。

データ・情報の分析力においては、多種多様な商品の取り扱い実績及び番組・CM枠の取り扱い実績を保有しており、顧客企業に対し効果的なプランを提案しております。番組・CM放送前には、表現制作物のモニタリングテストを実施し、商品の魅力が消費者に伝わるかを定量的に評価しております。また、番組・CM放送後には、受注時の各種データも用いて売り上げ効率を数値化し、分析しております。

これらの強みは、当社の重要な事業基盤であり、企業価値の源泉となっております。

また、当社の企業理念に共感して集まり、多岐にわたるサービス内容を熟知して、経験とノウハウを蓄積した従業員は当社の重要な経営資源であり、顧客企業との長期的かつ強い信頼関係の構築に繋がっております。

#### ロ．企業価値の向上に資する取り組み

当社は、継続的な事業活動及び企業価値向上のため、市場動向や消費者のニーズを捉え定期的に経営計画を見直しております。平成26年3月に見直した中期経営計画では、既存の強みであるテレビメディアを中心としたダイレクトマーケティング支援事業を強化するとともに、新たなビジネスを構築することにより、将来における売上及び利益の拡大の基礎づくりを目指してまいりました。

当期における各事業戦略の推進状況は下記のとおりです。

既存事業においては、当社グループの強みであるテレビを使用したダイレクトマーケティング支援事業において、新規顧客の開拓及び顧客企業別の最適な対応、営業プロセスの管理によって営業力強化を推進し、大幅な収益率の改善を実現いたしました。

WEBビジネスにおいては、平成26年4月よりテレビを見てWEBでの購入に至る貢献度（オフラインアトリビューション）を可視化し、顧客企業のマーケティング予算配分を最適化するサービスを開始いたしました。

国際ビジネスにおいては、ベトナム、台湾、マレーシア、タイに続き、平成26年3月よりシンガポールにて日本企業の通販支援を開始し、同年11月にはマレーシアにて新たに現地企業の通販支援を開始する等、各国の状況に合わせたマルチチャネル型の販売支援強化に取り組んでおります。また、平成26年12月にはタイで合弁会社を発足し、アジアでの通販支援事業を本格的に展開する足掛かりとなる拠点を作りました。

ダイレクトメール発送代行事業においては、メールカスタマーセンター株式会社において、「ゆうメール」及び「メール便」の取扱通数の規模を活かした仕入の下、積極的に営業活動を展開し、新規の顧客企業獲得及び既存の顧客企業からの受注が好調に推移いたしました。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社は、平成25年5月29日開催の第7期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を更新いたしました。本プランの概要は以下の通りです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本プランの対象となる者は、当該買付者を含む株主グループ（以下「大規模買付者グループ」）の議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者、または、当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、及びの買付行為またはこれに類似する行為の一方または双方を「大規模買付行為」、これを行おうとする者を「大規模買付者」）です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、国内連絡先、大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本プランに定められた手順を遵守することを約束する旨を記載した書面（以下「意向表明書」）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下「必要情報」）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、必要情報の全部または一部を開示します。

当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（以下「分析検討期間」）、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら、提供された必要情報の分析・検討を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けたと判断した場合には、速やかにその旨及び分析検討期間の満了日を開示します。ただし、当社取締役会は、上記検討を行うに当たり必要があると認める場合には、30営業日を上限として分析検討期間を延長することができるものとし、その場合には、具体的な延長期間及び延長の理由を開示するものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての対応方針を取りまとめ、公表します。

当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、あるいは、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。また、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後）にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本プランを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちから、そのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し、対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記と同様の対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かの判断の公正性を確保するため、事前に、本プランに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対し、必ず対抗措置の発動の是非等について諮問します。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付することができるものとします。当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様の開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

当社取締役会は、特別委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した上、株主総会の承認を得れば対抗措置の発動を認める勧告を行った場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認します。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。そのほか、当社取締役会は、大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主意思を確認することが適切と判断する場合には、事前に特別委員会に対し、株主総会を招集して株主意思を確認することの是非等について諮問した上で、株主総会を招集し、当該大規模買付行為に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。当社取締役会は、特別委員会による勧告を株主の皆様が開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集に関して決議を行います。なお、特別委員会が対抗措置の発動を認めない旨の勧告を行った場合には、原則として、株主総会を招集することはありません。

当社取締役会が上記の手に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、または、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づきまたは勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

本プランの有効期間は、平成25年5月29日開催の当社第7期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合、または、当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。

#### 当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランは、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」をふまえた内容となっております。

##### ロ．株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、平成25年5月29日開催の当社第7期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本プランの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本プランを更新することを予定しております。また、当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合、または当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを変更または廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランをその時点で変更または廃止します。その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

##### ハ．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するか否かなどの実質的な判断を行い、当該判断を当社取締役会に最大限尊重させることによって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、当該判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

##### ニ．合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、本プランに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

##### ホ．デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年とされており、期差任期制は採用されていないため、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

## 4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの経営成績及び財政状態に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスク全てを網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。なお、記載された将来に関する事項は、提出日現在入手可能な情報に基づき当社グループが判断したものであります。

### 1. 事業内容に関するリスク

#### 国内の景気動向の影響について

当社グループが提供する各種サービスは、景気動向の影響を受けやすい広告宣伝支出とは異なり、ダイレクトマーケティング事業を実施する企業の商品販売において、販売に直接関連するため必須の支出である場合が多く、相対的に景気動向の影響を受けづらい傾向にあります。

しかしながら、国内における景気動向の変化に伴い、いわゆる買い控え等消費動向に急激な変化が生じ、当社グループ顧客企業の業績が急速に悪化する可能性は否定できず、かかる場合において当社グループが迅速かつ十分に対応できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ダイレクトマーケティング市場の成長性について

当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、メディア環境の急速な発達及び多様化も相まって、近年成長を続けております。

しかしながら、国内における景気動向、消費動向等の経済情勢の変化等により、その成長が止まる可能性は否定できず、かかる場合において当社グループが迅速かつ十分に対応できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### メディア環境の変化について

当社グループは、ダイレクトマーケティングにて使用されるメディア枠として、テレビ番組放送枠あるいはテレビCM放送枠が、今後も重用されることを想定し、引き続きテレビを中心に使用したソリューションの提供を拡大してまいります。

しかしながら、メディア環境や消費動向が変化し、インターネット、モバイル等テレビ以外のメディアを使用したダイレクトマーケティングが当社グループの想定以上に成長する等の事由により、顧客企業のテレビ番組放送枠やテレビCM放送枠等に対する需要が低下する可能性は否定できず、かかる場合において当社グループが迅速かつ十分に対応できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### メディア枠の安定確保について

当社グループの主要な収益要素であるメディア枠の販売において、テレビ番組放送枠の販売が大きなウェートを占めておりますが、当社グループでは、テレビ番組放送枠の確保・販売に加え、テレビCM、ラジオ、インターネット、モバイル、新聞、雑誌、折込チラシ等のSPメディア、店頭等、多様なメディアの確保・販売を積極的に展開しております。

しかしながら、今後、大手新規参入企業や大手広告代理店業者等が巨大な資本力を活かしてテレビ番組放送枠等の高値による買占めを行った場合、テレビ局がダイレクトマーケティング事業者に供給するテレビ番組放送枠等の供給量を減枠した場合、地震や台風等の自然災害等の不測の緊急事態が発生し、メディアの放送規制が発生した場合など、当社グループの計画通りにテレビ番組放送枠等を確保・販売できなくなる可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### テレビ番組放送枠の一括先行仕入について

当社グループの主要な収益要素であるメディア枠提供のうち、最も大きなウェートを占めるテレビ番組放送枠の仕入において、当社グループでは、当社グループ顧客企業からのオーダーに応じて購入する受注発注型仕入に加え、当社グループの判断にて先行的にオーダーし購入する先行仕入を実践しております。また、当社グループでは、先行仕入を行う際、複数の番組枠を一括して購入する一括仕入や事前に定めた期間にて継続的に購入する期間継続仕入を実践しており、安価かつ大量のテレビ番組放送枠仕入を実現するとともに、仕入先である媒体社や広告代理店との信頼関係の構築と取引関係の安定化を実現しております。

当社グループでは、予め顧客企業のニーズを集約した販売計画を立案したうえで仕入計画を立案し、一括仕入や期間継続仕入を実践しているため、仕入れた全ての番組枠を顧客企業に対し販売しておりますが、顧客企業の急激な販売不振や視聴者のテレビ視聴動向の急激な変化等、当社グループが想定していない事態が発生し、予め立案した販売計画の大幅な変更を余儀なくされた場合において当社グループが迅速かつ十分に対応できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 成長支援型新規顧客獲得戦略について

商品やサービスを販売する企業がテレビ番組通販市場に新規参入するには、初期準備費用に充当可能な資金やインフラ整備等が必要とされるため、その参入が困難な場合があります。

当社グループは、そのような新規参入希望企業の中から、優れた商品や高い企画力を有し成長が期待できる企業、あるいは成長が期待できる商品を選別し、当該企業あるいは当該商品のダイレクトマーケティング事業が成長するまでの一定期間において、メディア枠の販売又は表現物の制作におけるコスト面の協力や、当社グループの各種ソリューションの提供により当該企業又は商品の成長を支援する、独自の新規顧客獲得戦略を採用するとともに、当該ダイレクトマーケティング事業の成長に伴い当社グループの売上及び利益の拡大を実現しております。

成長支援の遂行に際しては、当社グループにて成長支援計画を立案の上、当社グループの各種ソリューションサービスの継続的な提供を行っておりますが、当該企業あるいは当該商品のダイレクトマーケティング事業が成長するまでの間において、当該企業への各種ソリューションの提供にて発生するコストの一部を、負担額に限度を設けた上で当社グループが負担する場合があります。

当社グループでは、支援した顧客企業あるいは商品が計画通りに成長しない可能性も考慮にいれて計画を立案しておりますが、当該顧客企業あるいは商品が当社グループの想定以上に成長しない可能性は否定できず、かかる場合において当社グループが一時的かつ限定的に負担した各種ソリューションサービスに係るコストを回収できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 主要顧客企業への依存について

当社グループの全売上高に占める割合が10.0%以上となる主要顧客企業の数及び売上高の割合の合計は、平成26年2月期において2社にて29.1%、平成27年2月期において2社にて27.8%となっております。当社グループは、今後において、当該顧客企業との取引額に関しても継続的に拡大を目指しつつ、新規顧客企業等、当該顧客企業以外との取引額の拡大を推進し、特定顧客企業への依存の低減に努めてまいりますが、当該顧客企業の業績不振やメディア出稿の停止等何らかの急激な変化等の事情により、当該顧客企業との取引額が大幅に減少した場合、もしくは当該顧客企業との取引の継続が困難な事態に陥った場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ダイレクトマーケティング支援事業における特定仕入先への依存について

当社グループは、ダイレクトマーケティング支援事業において、株式会社大広より、テレビ番組放送枠、テレビCMを始めとするメディア枠等を仕入れております。当社グループの全仕入高に占める株式会社大広からの仕入高の割合は、平成26年2月期において35.9%、平成27年2月期において35.9%と、その依存度はなお高いものとなっております。

株式会社大広は当社グループの代表取締役1名、取締役2名が以前に従事していた会社であり、当社グループ設立以来良好な取引関係を継続しており、安定度の高い仕入先として認識しておりますが、株式会社大広の何らかの急激な変化等の事情により、同社との取引契約期間の満了後、適切な条件で再合意に至らなかった場合、解除条項に抵触し契約が終了した場合、その他同社との取引の継続が困難な事態に陥った場合において当社グループが迅速かつ十分に対応できない場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### ダイレクトメール発送代行事業における特定仕入先への依存について

当社グループは、ダイレクトメール発送代行事業において、その大半をヤマト運輸株式会社及び日本郵便株式会社を介してお客様にダイレクトメールを発送しております。

当社グループとしては、リスク分散の観点からも同2社との良好な取引関係の維持に努めるとともに、代替的な配送業者との関係構築を常に模索するように努めておりますが、今後、同2社からの大幅な配送料の値上げ要請や取引関係の縮小などがあった場合、同2社の何らかの急激な変化等の事情により同2社との取引契約期間の満了後に適切な条件で再合意に至らなかった場合、解除条項に抵触し契約が終了した場合、その他同2社との取引の継続が困難な事態に陥った場合において、当社グループが迅速かつ十分に対応できない場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 外注先の確保について

当社グループは、テレビ番組制作をはじめとする各種表現物の企画・制作及びコールセンター業務の提供等において、企画立案は自社内にて行うものの、実作業の多くは各分野における専門会社及び専門スタッフに外注しております。これまで当社グループは、十分なスキルとノウハウを有し、かつ当社グループ又は顧客企業のニーズに応える品質を維持できる外注先を安定確保できており、また、当該外注先と良好なパートナーシップを構築しております。

しかしながら、外注先の何らかの事情により、当社グループとの取引が継続できなくなった場合、もしくは当社グループ又は顧客企業が要求する品質の維持ができなくなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 商品在庫について

当社グループは、商品を商品メーカーあるいは商品ベンダーより仕入れ、顧客企業あるいは商品卸業者に販売する商品BtoB取引を行っており、当該商品の仕入に際し、若干の在庫を有しております。

何らかの事情により、仕入商品を予定通りに販売できず、過剰な商品在庫が発生し、適切な在庫管理体制を整備できなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合会社の参入について

当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、近年拡大を続けているため、当社グループのビジネスモデルと同様のビジネスモデルを掲げる新たな当社グループの競合企業が誕生し、今後も増加する可能性があります。

当社グループは、事業特長である『トータルソリューションサービス』を展開し、かつ独自の新規顧客獲得戦略を採用することにより、他社との差別化を図り、継続的な事業成長に努めておりますが、そのような競合企業の参入により、当社グループの優位性が失われ、計画通りの仕入が実施できない可能性、あるいはそのような競合企業と当社グループの主要顧客企業との間で取引が開始され、当社グループと当該顧客企業との取引が縮小される可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 新規事業について

当社グループは、今後も持続的な成長を実現するために、ダイレクトマーケティングに関する新たな事業に、積極的に取り組んでいく方針であります。また、そのために他社との提携やM&A等も含めて検討を行ってまいります。

しかしながら、新規事業を遂行していく過程において、事業環境の急激な変化や、事後的に表面化する提携やM&Aの相手先企業との不調和等の予測困難なリスクが発生する可能性は否定できず、かかる場合において当初の事業計画を達成できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 法的規制に関するリスク

当社グループが取り扱うメディア枠は、各種メディアにおける規制・基準・方針等の影響を受けます。例えば、テレビ番組放送枠やテレビCMについては、「放送法」等の関係法令の法的規制、総務省等の監督官庁又は一般社団法人日本民間放送連盟等の業界団体が定める規制・基準・方針等の影響を受けます。さらに、メディアにおける表現方法等については、各種メディアにおける放送・掲載方法や規制・基準・方針等の影響を受けます。また、当社グループの外注等の商行為は、「下請代金支払遅延等防止法」等の法的規制の影響を受けます。これらの法規制等の導入・強化・改正等に対して当社グループが適切に対応できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの顧客企業の商行為は、「不当景品類及び不当表示防止法（いわゆる景品表示法）」、「薬事法」、「健康増進法」等、主にダイレクトマーケティング事業に関わる法的規制、また、各種メディアにおける放送・掲載方法や規制・基準・方針等の影響を受けます。これらの法規制等の導入・強化・改正等に対して当社グループの顧客企業が適切に対応し得ず、かつ当社グループが当該顧客企業に対し適切な対応を怠った場合には、顧客企業の業績が悪化する可能性があり、かかる事態となった場合には、間接的に当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 会社組織に関するリスク

#### 人材の確保と定着について

当社グループは、平成27年2月28日現在、役員11名、従業員155名で事業を展開しており、また、内部管理体制も規模に応じた形で運用しております。

当社グループは、業務の拡大に伴って、恒常的な人材募集広告や人材紹介サービスの活用により、必要な人材の確保に努めております。また、より優秀な人材を確保し、かつ必要な人材の流出を最小限に抑えるため、従業員の能力向上のための人材教育プログラムの導入による人材育成の強化に努めるとともに、ストックオプション制度等のインセンティブ制度を導入しております。また、人員の増強に併せ、より一層の内部管理体制の充実を図る方針であります。

しかしながら、必要とする人材を当社グループの計画通りに確保できなかった場合、適時適切に人員規模に応じた内部管理体制を運用できなかった場合、また、必要な人材の流出が発生した場合、事業拡大に制約を受ける可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。



#### 4. その他

##### 個人情報等の漏洩の可能性について

当社グループでは、顧客企業の個人情報を取り扱うことがあり、当該個人情報の管理として、ダイレクトマーケティング支援事業については、当該個人情報を取り扱う当社グループの外注先であるコールセンター等に対する監視・指導の徹底、ダイレクトメール発送代行事業については、顧客のデータベースに基づいてデータ処理を実施した後、封入封緘作業等を依頼する外注先に対する監視、指導を徹底することにより、個人情報等の漏洩リスクを最小限に抑え、平成17年4月1日に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」の遵守に努めております。

その結果、当社においては、平成20年2月20日付にて一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの付与認定を受けており、平成26年2月20日付にて更新しております。また同様に、メールカスタマーセンター株式会社においては平成17年4月27日付にて付与認定を受け、平成25年4月27日付にて更新しております。

しかしながら、全てのリスクを完全に排除することは困難であり、個人情報の漏洩等のトラブルが発生する可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、損害賠償請求や信用の低下等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 知的財産権について

当社グループは提出日現在において、提供する商品・サービス及び制作する表現物等に対して、第三者より知的財産権に関する侵害訴訟等を提起する等の通知は受けておりません。

しかしながら、当社グループが提供する商品・サービス及び制作する表現物等に対して、特許侵害その他により第三者から知的財産権に関する侵害訴訟等を提訴される可能性を完全に排除することは困難であり、かかる訴訟等を受ける可能性があります。また一方、当社グループが所有する知的財産権について、第三者によって侵害され、訴訟等となる可能性もあります。かかる事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社グループの業績及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

##### 訴訟等について

当社グループは提出日現在において、業績に重大な影響を与える訴訟・紛争には関与しておりません。

しかしながら、様々な事由により、今後直接又は間接的に何らかの訴訟・紛争に関与することとなる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社グループの業績及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

当社グループは、ダイレクトマーケティング支援事業において、テレビ番組放送枠、テレビCMを始めとするメディア枠等の仕入を行うにあたり、以下の業務取引契約書を締結しております。

相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社大広	メディア枠等の仕入	業務取引契約	平成21年4月1日より平成22年3月31日まで。ただし、契約期間満了の2ヶ月前までに、当社又は株式会社大広いずれからも別段の意思表示がなされない場合には、自動的に同一条件にて12ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とする（注）。

（注）当社又は株式会社大広は、著しく相手方の名誉を毀損した場合、営業活動・資産状況・支払状況が著しく悪化し、またその恐れがあると認められる相当な理由がある場合は、相手方に対して催告なしでただちに本契約を解約することができることとなっております。さらに、特殊な事由により本契約条件の解除・変更を求める場合には、その都度両社協議の上、紳士的に解決を図るものとなっております。

## 6【研究開発活動】

金額が僅少のため、記載しておりません。なお、当連結会計年度において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、当連結会計年度末日における資産・負債の数値及び当連結会計年度における収益・費用の数値に影響を与える見積りや判断を行う必要があります。これら見積りや判断には、不確実性が存在するため、見積もった数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。

### (2) 財政状態の分析

#### 資産、負債及び純資産の状況

##### 資産

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ245,413千円増加し、12,987,102千円となりました。これは主に受取手形及び売掛金が368,160千円、有価証券が1,001,845千円増加した一方、現金及び預金が715,905千円、のれんが119,113千円、差入保証金が111,123千円、長期繰延税金資産が144,523千円減少したこと等によるものであります。

##### 負債

当連結会計年度末における負債の合計は、前連結会計年度末に比べ133,751千円減少し、3,993,189千円となりました。これは主に未払法人税等が113,531千円、短期借入金が61,605千円増加した一方、未払金が306,509千円減少したこと等によるものであります。

##### 純資産

当連結会計年度末における純資産の合計は、前連結会計年度末に比べ379,165千円増加し、8,993,913千円となりました。これは主に当期純利益が533,380千円となった一方、剰余金の配当を149,143千円支払ったこと等によるものであります。

### (3) 経営成績の分析

#### 売上高及び売上総利益

当連結会計年度は、「既存事業の再成長」を重点施策に置き、営業力強化、商品力強化、コスト適正化に取り組みました。特に、営業力強化における営業プロセス管理や、コスト適正化におけるメディア枠の仕入量適正化及び販売価格の安定化に注力してまいりました。また、中期的な成長戦略として位置付けた「WEBビジネスの推進」「CRMビジネスの推進」「国際ビジネスの推進」を推し進めるべく、社内体制を整備するとともに外部との連携を含めた基盤づくりに取り組んでまいりました。これにより、当連結会計年度の売上高は32,185,232千円（前期比10.7%減）となりました。また、売上総利益は3,192,571千円（前期比10.4%増）となりました。

#### 販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は2,273,144千円（前期比7.4%増）となりました。主な内容は、給料及び手当776,317千円（前期比0.6%増）、賞与引当金繰入額1,700千円（前期比10.1%減）、役員賞与引当金繰入額47,524千円（前期比1,000.1%増）、退職給付費用17,336千円（前期比6.2%減）、貸倒引当金繰入額 20,177千円（前期は8,261千円）であります。

#### 営業利益

上記の結果、当連結会計年度の営業利益は919,426千円（前期比18.6%増）となりました。

#### 営業外収益、営業外費用

当連結会計年度の営業外収益は20,695千円（前期比108.3%増）、営業外費用は8,553千円（前期比7.2%増）となりました。営業外収益の主な内容は、受取利息8,798千円（前期比13.4%増）、保険返戻金5,466千円等であります。営業外費用の主な内容は、支払利息6,774千円（前期比1.0%減）等であります。

#### 経常利益

上記の結果、当連結会計年度の経常利益は931,567千円（前期比19.8%増）となりました。

#### 特別利益、特別損失

当連結会計年度の特別利益は6,439千円、特別損失は1,799千円（前期比98.2%減）となりました。特別利益の内容は、固定資産売却益6,439千円であります。特別損失の内容は、固定資産除却損1,799千円（前期比77.6%減）であります。

#### 当期純利益

税金等調整前当期純利益936,208千円から法人税等の合計401,829千円及び少数株主損益を差引後、当連結会計年度の当期純利益は533,380千円（前期比42.3%増）となりました。

#### (4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「1.業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載したとおりであります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額（リース資産を含む）は44,615千円であります。

ダイレクトマーケティング支援事業においては、主にサーバー・パソコン等6,507千円及びソフトウェア18,164千円を取得いたしました。

ダイレクトメール発送代行事業においては、サーバー・パソコン等16,092千円を取得いたしました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却・売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成27年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	ダイレクト マーケティング 支援事業	事務所設備及 びOA機器等	132,854	62,450	49,834	245,138	134

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. リース契約による賃借設備はありません。

4. 上記金額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

##### (2) 国内子会社

該当事項はありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成27年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成27年5月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,620,000	7,620,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	7,620,000	7,620,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります  
平成18年9月25日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	31(注)1	31(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,300(注)1,2,5	9,300(注)1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174(注)3,5	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174 資本組入額 87 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

#### 4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。

- イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。
- ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
- ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
- ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。

新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で の定めに従って新株予約権者が権利を行使できる株式数とする。

新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時まで新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。

- イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、 に該当する場合を除く）
- ロ 死亡した場合
- ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合
- ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
- ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
- ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。



平成26年10月14日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	694	694
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,400(注)1	69,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,271(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成28年10月31日 至平成31年10月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,488 資本組入額 744 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権の全部または一部について第三者に対して譲渡、質権の設定等、その他一切の処分行為をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記(注)2. アの規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、行使価額は下記～に定める調整に服する。

割当日以降、当社が当社普通株式につき、次のアまたはイを行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ア 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

イ 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

ア 上記 アに従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

イ 上記 イに従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

上記 ア及びイに定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当または他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当または配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

### 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 下記 ~ のいずれかに該当することとなった場合、下記 ~ 記載の時点以降、新株予約権は行使することができなくなるものとし、この場合、新株予約権者は、当該各時点において未行使の新株予約権全部を放棄したものとみなす。

新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合 当該違反の事実が発生した時点

新株予約権者が当社または当社の関係会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、新株予約権者が当社または当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、新株予約権者が定年または会社都合により当社または当社の関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。 地位を喪失した時点

当社が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合 当社がその旨を決議した時点

新株予約権者が当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者またはコンサルタントに就いた場合 当該事実が該当した時点

新株予約権者が死亡した場合 新株予約権者が死亡した時点

新株予約権者が後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けた場合 審判を受けた時点

新株予約権者が破産手続開始決定または民事再生手続開始決定を受けた場合 決定を受けた時点

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、下記～に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3に準ずる。

その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準ずる。

## 平成27年3月12日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	-	419
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	41,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	1,410(注)2
新株予約権の行使期間	-	自平成29年4月4日 至平成32年4月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 1,659 資本組入額 830 (注)3
新株予約権の行使の条件	-	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	-	新株予約権者は、新株予約権の全部または一部について第三者に対して譲渡、質権の設定等、その他一切の処分行為をすることができない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)5

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記(注)2. アの規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、行使価額は下記～に定める調整に服する。

割当日以降、当社が当社普通株式につき、次のアまたはイを行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ア 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

イ 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

ア 上記 アに従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

イ 上記 イに従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

上記 ア及びイに定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当または他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当または配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

### 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 下記 ~ のいずれかに該当することとなった場合、下記 ~ 記載の時点以降、新株予約権は行使することができなくなるものとし、この場合、新株予約権者は、当該各時点において未行使の新株予約権全部を放棄したものとみなす。

新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合 当該違反の事実が発生した時点

新株予約権者が当社または当社の関係会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、新株予約権者が当社または当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、新株予約権者が定年または会社都合により当社または当社の関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。 地位を喪失した時点

当社が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合 当社がその旨を決議した時点

新株予約権者が当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者またはコンサルタントに就いた場合 当該事実該当した時点

新株予約権者が死亡した場合 新株予約権者が死亡した時点

新株予約権者が後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けた場合 審判を受けた時点

新株予約権者が破産手続開始決定または民事再生手続開始決定を受けた場合 決定を受けた時点

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、下記～に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3に準ずる。

その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準ずる。



(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年3月1日～ 平成23年2月28日 (注)	27,900	7,525,500	3,059	633,702	3,059	623,702
平成23年3月1日～ 平成24年2月29日 (注)	18,300	7,543,800	1,936	635,638	1,936	625,638
平成24年3月1日～ 平成25年2月28日 (注)	30,900	7,574,700	2,860	638,499	2,860	628,499
平成25年3月1日～ 平成26年2月28日 (注)	32,700	7,607,400	5,142	643,642	5,142	633,642
平成26年3月1日～ 平成27年2月28日 (注)	12,600	7,620,000	1,096	644,738	1,096	634,738

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成27年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	12	31	13	-	4,411	4,468	-
所有株式数 (単元)	-	36	152	7,699	19,594	-	48,713	76,194	600
所有株式数の 割合(%)	-	0.05	0.20	10.10	25.72	-	63.93	100.00	-

(注) 自己株式150,235株は、「個人その他」に1,502単元、及び「単元未満株式の状況」に35株を含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

平成27年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
丸田 昭雄	東京都大田区	1,643,100	21.56
妹尾 勲	東京都港区	1,068,100	14.01
PROSPECT JAPAN FUND LIMITED (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	TRAFALGAR COURT, LES BANQUES, ST. PETER PORT, GUERNSEY CHANNEL ISLANDS, U.K. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	994,000	13.04
リンクアップ株式会社	東京都港区芝三丁目8番2号	729,600	9.57
MELLON BANK NON-TREATY CLIENTS OMNIBUS (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島四丁目16番13号)	695,200	9.12
中村 恭平	東京都府中市	536,000	7.03
小杉 誠	群馬県高崎市	305,200	4.00
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	174,200	2.28
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋一丁目9番1号)	42,800	0.56
グローバル・ブレイン株式会社	東京都港区北青山三丁目2番4号	31,900	0.41
計	-	6,220,100	81.62

(注)1. 上記のほか、自己株式が150,235株あります。

2. 前事業年度末において主要株主であった中村恭平氏は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

## (8) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成27年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 150,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,469,200	74,692	-
単元未満株式	普通株式 600	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,620,000	-	-
総株主の議決権	-	74,692	-

## 【自己株式等】

平成27年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 トライステージ	東京都港区海岸 1 - 2 - 20	150,200	-	150,200	1.97
計	-	150,200	-	150,200	1.97

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を付与する方法によるものであります。

平成18年9月25日臨時株主総会決議

決議年月日	平成18年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1、当社従業員 23(注)1,2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	当社取締役 16,200、当社従業員 163,500 (注)2,3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注)1. 付与対象者のうち、当社取締役1名は平成19年11月1日付で取締役を辞任し、現在は当社従業員であります。
2. 提出日現在当社従業員10名の退職により、47,100株は失権しております。
3. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額の調整を行っております。

平成26年10月14日取締役会決議

決議年月日	平成26年10月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 46、子会社従業員 10(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	当社従業員 65,000、子会社従業員 4,500(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注)提出日現在当社従業員1名の退職により、100株は失権しております。

平成27年3月12日取締役会決議

決議年月日	平成27年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	当社取締役 41,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成27年5月27日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償にて発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成27年5月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成27年5月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	240,000株を上限とする。(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3
新株予約権の行使期間	割当日後2年を経過した日から3年間
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1. 付与対象者の区分及び人数の詳細は、付与時点における取締役会で決議いたします。
2. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、3.アの規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げる)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記～に定める調整に服する。

割当日以降、当社が当社普通株式につき、次のア又はイを行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ア 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

イ 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

ア 上記 アに従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

イ 上記 イに従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

上記 ア及びイに定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）3で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	31	47,709
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成27年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による取得は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	150,235	-	150,235	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成27年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。



### 3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しており、財務基盤の強化及び今後の持続的成長のための内部留保の充実を図りつつ、経営成績及び財務状態を勘案し、適切な利益還元策を検討・実施するという方針の下、これまで安定的な配当を実施してまいりました。

しかし、今般、トライステージグループ中期経営計画を発表させていただくに当たり、配当方針についても、業績、投資状況、財務状況を総合的に勘案した上で柔軟に対応することとし、現状で十分な内部留保を確保していることを考慮して、本計画期間中は配当性向100%を目指すことといたしました。

当期につきましては、利益目標を大幅に超過したこと及び成長事業のための資金が十分にあることを考慮し、1株当たり71円の配当を実施することを決定いたしました。

また、内部留保資金については、引続き、財務体質及び経営基盤の強化、資本提携を含めた重点分野への投資等に使用する方針であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日とした会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年5月27日 定時株主総会決議	530,353	71

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月
最高(円)	2,703	1,371	1,278	1,455	1,583
最低(円)	965	770	715	965	1,049

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年9月	10月	11月	12月	平成27年1月	2月
最高(円)	1,328	1,279	1,300	1,547	1,583	1,530
最低(円)	1,189	1,205	1,265	1,299	1,485	1,360

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	会社経営全般 内部監査室 管掌	丸田 昭雄	昭和44年1月22日生	平成3年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト入 社、DRS事業部設立、プロデュー サー就任 平成18年3月 当社設立、代表取締役就任 平成18年12月 当社代表取締役COO就任 平成26年4月 メルカスタマーセンター株式会 社 取締役会長就任(現任) 平成26年5月 当社代表取締役会長就任(現任)	(注)3	1,643,100
取締役 社長執行役員	会社経営及び 業務執行全般 並びに人事部 管掌	妹尾 勲	昭和35年9月25日生	昭和58年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト入 社、DRS事業部設立、ゼネラルマ ネージャー就任 平成18年3月 当社設立、取締役就任 平成18年11月 当社代表取締役就任 平成18年12月 当社代表取締役CEO就任 平成24年11月 メールカスタマーセンター株式 会社 取締役会長就任 平成25年6月 株式会社トライズデジタルペー ス 代表取締役就任 平成26年5月 当社取締役 社長執行役員就任 (現任)	(注)3	1,068,100
取締役 執行役員	第1営業部、 第2営業部、 海外事業推進 部及び営業企 画部 管掌	鈴木 雄太郎	昭和50年9月3日生	平成10年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト入社 平成18年4月 当社入社 平成20年5月 当社第3営業部 部長 平成23年3月 当社第1営業部 部長 平成24年5月 当社取締役就任 平成24年11月 メールカスタマーセンター株式 会社 取締役就任(現任) 平成25年6月 株式会社トライズデジタルペー ス 取締役就任 平成26年5月 当社取締役 執行役員就任(現任)	(注)3	10,500
取締役 執行役員	経営管理部及 び営業統括部 管掌	野口 卓	昭和48年12月31日生	平成10年4月 株式会社ノヴァ入社 平成12年10月 株式会社デジキューブ入社 平成13年6月 株式会社ビーエムビー・ドット コム(現 株式会社サミーネット ワークス)入社 平成18年5月 株式会社ラムズ入社 平成19年1月 当社入社、管理部 部長 平成19年8月 当社経営管理部 部長 平成20年8月 公認会計士登録 平成24年5月 当社取締役就任 平成24年11月 メールカスタマーセンター株式 会社 取締役就任 平成26年5月 当社取締役 執行役員就任(現任) 平成27年1月 ROSE STAGE CO.,LTD. Director就任(現任)	(注)3	10,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役員	コールセン ター部、事業 戦略部及びメ ディア部 管 掌	前田 充章	昭和40年11月7日生	昭和63年4月 株式会社リクルート(現 株式会 社リクルートホールディングス) 入社 平成15年10月 ぴあ株式会社入社 平成17年4月 フリービット株式会社入社 平成20年8月 株式会社ドリコム入社、上席執 行役員事業本部長就任 平成20年10月 株式会社ドリコムマーケティ ング(現 グローバルパートナーズ 株式会社) 取締役就任 平成25年7月 当社入社、WEBビジネス推進室長 平成25年7月 株式会社トライズデジタルベ ース 取締役就任 平成25年10月 当社マーケティング戦略室長 平成26年3月 当社商品企画部長兼事業戦略部 長 平成26年5月 当社執行役員就任 平成26年5月 当社取締役 執行役員就任(現任)	(注)3	-
取締役	-	加島 敏幸	昭和23年8月31日生	昭和46年4月 株式会社住友銀行(現 株式会 社三井住友銀行) 入行 平成9年4月 住友銀行キャピタル・マーケッ ト会社(現 SMBCキャピタル・ マーケット会社) 社長就任 平成15年7月 株式会社ロイヤルホテル入社、 常務執行役員総合企画部長就任 平成16年6月 同社取締役就任 平成17年5月 同社常務取締役就任 平成18年6月 同社代表取締役専務取締役就任 平成21年4月 同社代表取締役副社長就任 平成22年6月 株式会社東京ロイヤルホテル 代表取締役社長就任 平成24年5月 東西建築サービス株式会社 非常勤監査役就任(現任) 平成26年5月 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	-	杉山 博高	昭和29年3月30日生	昭和52年4月 ソニー商事株式会社(現 SFIリー ディング株式会社) 入社 昭和58年6月 ソニー株式会社入社 平成17年3月 ソニースタイル・ジャパン株式 会社(現 ソニーマーケティング 株式会社) 取締役就任 平成19年4月 同社代表取締役社長就任 平成20年10月 ソニーテクノクリエイティブ株式 会社 取締役副社長就任 平成21年3月 同社代表取締役社長就任 平成22年11月 フェリカネットワークス株式 会社 代表取締役社長就任 平成27年5月 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	中條 幸	昭和39年 7月26日生	昭和63年4月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)入社 平成15年10月 ソネット・エムスリー株式会社(現 エムスリー株式会社)入社 平成17年5月 同社執行役員就任 平成17年6月 MediC&C 取締役就任 平成19年6月 ソネット・エムスリー株式会社(現 エムスリー株式会社)取締役就任 平成21年12月 エムスリーキャリア株式会社代表取締役就任 平成26年12月 株式会社ヌプリ 代表取締役就任(現任) 平成27年5月 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	-
監査役 (常勤)	-	安島 和夫	昭和23年12月13日生	昭和47年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 平成12年7月 JRI Europe, Ltd. (日本総研ヨーロッパ) 代表取締役社長就任 平成15年10月 株式会社ジェイス (現 株式会社日本総研情報サービス) 常務取締役就任 平成20年6月 日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 代表取締役社長就任 平成22年6月 株式会社日本総研情報サービス 常務取締役就任 平成24年5月 当社監査役就任(現任) 平成24年11月 メールカスタマーセンター株式会社 監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役 (常勤)	-	柳瀬 貞朝	昭和23年 8月 5日生	昭和47年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 平成13年9月 株式会社ノエビア 取締役営業本部長就任 平成18年1月 SMBCデリバリーサービス株式会社 入社、営業担当顧問就任 平成18年6月 同社常務取締役就任 平成19年6月 同社専務取締役就任 平成24年6月 株式会社東京管理 常務取締役就任 平成27年5月 当社監査役就任(現任)	(注)5	-
監査役	-	百合本 安彦	昭和31年 8月 4日生	昭和55年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 昭和62年9月 シティバンク・エヌ・エイ入行 平成6年9月 株式会社アイ・ピー・ビー設立、代表取締役就任 平成10年1月 グローバル・ブレイン株式会社 設立、代表取締役就任(現任) 平成18年3月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	-	藤井 幹晴	昭和36年11月27日生	平成8年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成15年5月 藤井総合法律事務所開設 平成20年5月 当社監査役就任(現任) 平成20年10月 八重洲法律事務所パートナー (現任)	(注)4	-
計						2,732,500

- (注) 1. 取締役加島敏幸、杉山博高及び中條宰は、社外取締役であります。
2. 監査役安島和夫、柳瀬貞朝、百合本安彦及び藤井幹晴は、社外監査役であります。
3. 平成27年5月27日より1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成24年5月28日より4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成27年5月27日より4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社では、経営の監督機能、意思決定機能及び執行機能を明確化することで、意思決定の迅速化による経営の効率化及び業務執行に対する監督機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役兼任4名を含む7名であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、経営の健全性及び透明性の確保と継続的な企業価値の増大を経営の課題とし、その実現のために、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要課題であると認識しております。取締役会、監査役監査、内部監査等の強化を通じて、経営の健全性と透明性を確保してまいります。

#### 企業統治の体制

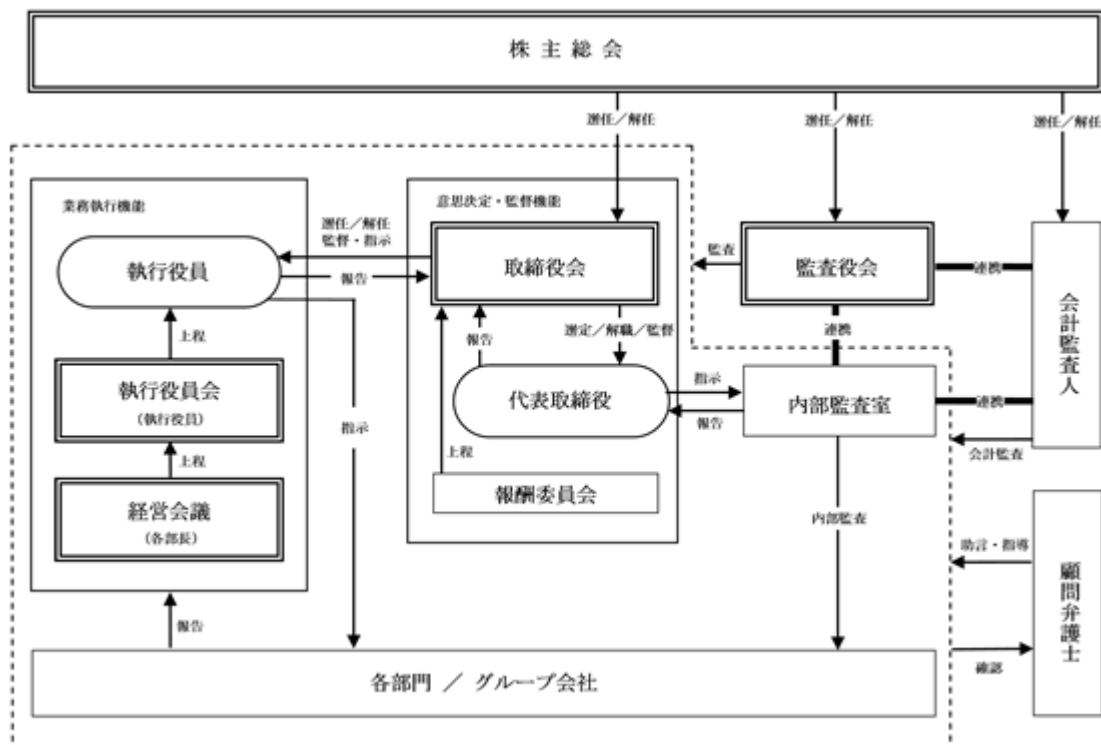
##### イ．企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、取締役8名（うち常勤取締役5名）により構成されております。当社は、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、取締役相互間の業務執行を監視しております。また、監査役4名（うち常勤監査役2名）も出席し、取締役の職務執行を監査しております。

また、当社は、執行役員制度を導入し、取締役による意思決定及び監督機能と執行役員による業務執行機能を明確化しております。執行役員会は、執行役員7名及び常勤監査役により構成され、定例で毎週1回開催しております。また、執行役員、常勤監査役及び各部門長が出席する経営会議を定例で毎週1回開催しております。執行役員会及び経営会議は、必要に応じて臨時でも開催しており、各部からの報告に基づいて情報を共有及び協議し、業務の進捗状況の確認を行い、機動的な業務運営及び業務執行を行っております。

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役4名で構成され、うち2名は常勤監査役であります。監査役は、監査役会規程及び監査役監査計画等に基づき、取締役会、執行役員会及び経営会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、業務及び財産の状況の確認を通じ、取締役の職務執行を監査しております。

当社の業務執行の体制、経営監視及び内部統制の仕組みは下記模式図に示すとおりであります。



ロ. その他の企業統治に関する事項

・ 内部統制システムの整備の状況

当社は、有効な内部統制システムが、健全で継続的な成長に不可欠なものであるとの考えに基づき、有効な内部統制システムを整備・運用してまいります。

また、内部統制における基本的な枠組みとして下記の4つの目標を掲げてまいります。

- 1 業務の有効性及び効率性の確保
- 2 財務報告の信頼性の確保
- 3 事業活動に係わる法令等の遵守の促進
- 4 資産の保全

この4つの目標を業務に組み込み、下記のとおり体制の整備を行ってまいります。

(1) 会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、取締役及び従業員が共有すべき倫理観、価値観、不正や反社会的行為の禁止等を成文化した「トライステージ行動指針」等を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役がその精神を従業員に反復伝達します。
2. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行の状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督するものとします。
3. 取締役・使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役による監査及び代表取締役より指名された内部監査人による内部監査を実施しております。
4. コンプライアンス規程により社内での不正行為や反社会的勢力との関連性等の内部情報を直接代表取締役に通報する仕組みを設けております。また同時に、通報者に不利益が及ばないことを確保するための処置を行っております。
5. 反社会的勢力との関係を遮断するための対応として、経営管理部を反社会的勢力対応部門とし、かつ「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」を制定し全従業員にその内容を伝達しております。

(2) 会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書・情報については、法令・定款及び文書管理規程に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査役の要求があるときは、これを随時閲覧に供することとしております。

(3) 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、経営管理部により、社内横断的なリスクの予防・管理の検討を実施しております。

(4) 会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

また、経営会議及び取締役会において、事業活動の計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務が効率的かつ効果的に行われているかについて分析及び議論し、それを評価することによって事業活動の目標の達成を図っております。

(5) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を設け、関係会社業務を主管する部門長を定め、関係会社との意思疎通を図り、協調、協力を行っております。また、一定の重要事項及びリスク情報に関しては、当社取締役会の事前の承認を得ることを義務付けております。

当社は、当社の執行役員及び子会社から選任された執行役員から構成される執行役員会を毎週開催しており、子会社の職務執行状況の報告を受けております。

子会社の企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、経営管理部により、子会社のリスクの予防・管理の検討を実施しております。

子会社の取締役会は、毎月開催しており、当社から選任された取締役とともに、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

当社は、子会社を対象とした内部監査の実施、当社と同水準の規程の整備・運用を行い、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

- (6) 会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の会社の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在は、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、監査役の必要に応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については、代表取締役と監査役が意見交換を行い決定することとします。当該使用人は兼務も可能とするが、当該使用人が当該職務を遂行する場合には、取締役からの指揮命令は受けないものとし、その実効性は適時代表取締役と監査役が意見交換を行うことで確保します。

- (7) 会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けております。また適宜子会社の取締役及び使用人との意見交換を行い、子会社の重要事実の報告を受けております。当社及び子会社の取締役及び使用人は当社及び子会社の業務並びに業績に重大な影響をおよぼす虞のある事実を確認した場合には、速やかに監査役に報告しております。

監査役は当該報告をした者が不利な取り扱いを受けないよう情報の管理を行っております。

- (8) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行について生ずる費用について、職務の執行に必要なものを除き請求できる体制を整えております。

- (9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会社の重要事項についての報告を受けるとともに、定期的にと取締役及び使用人とのミーティングを持つことにより、業務の状況のヒアリングを行っております。また、内部監査担当者及び契約監査法人とも情報交換を行い、相互に連携し監査を有効に行っております。

#### ・リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりであります。

1. 「リスク管理規程」を制定し、リスク対応に万全を期するため以下の体制を整備しております。
  - ) リスクに対し事前対応するために、経営管理部は、社内横断的にリスクの予防・管理を実施し、企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応します。
  - ) 事故等が発生したときは、直ちに経営を統括する社長執行役員が対策本部を設置し、情報収集、対応策の検討・実施等必要な活動を行います。
  - ) 発生した事故等のうち官庁へ届出が必要なものについては、迅速かつ正確に所管官庁へ届出又は通知する体制を設けております。
2. 内部監査は、内部監査計画に基づき、リスク管理を重視した内部監査を行い、現場における意識の徹底をはかることで、リスク管理体制を強化しております。
3. 社内における法令違反及び諸規程違反に関して、従業員から直接、代表取締役に情報を提供する体制を整えております。

#### 八．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役は3,600千円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限られております。



## 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役が直轄する内部監査室にて実施しております。内部監査は、監査役及び会計監査人との連携のもとに定期的に内部統制の状況等について意見交換を行いながら実施し、各部門及びグループ会社の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査室より代表取締役に対して報告書を提出し、当該報告に基づき代表取締役が該当部門に改善指示書を発します。

また、当社の監査役監査は、監査役会で策定された監査役監査計画等に基づいて、取締役会及び執行役員会、経営会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行を監査しております。常勤監査役である安島和夫及び柳瀬貞朝は、金融機関等で培われた企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を有しております。また、監査役は、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

## 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名は下記のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員・業務執行社員	吉田 英志	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員	白取 一仁	

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

## 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	10名
その他	9名

## 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名、社外監査役は4名であります。

社外取締役加島敏幸とは社外取締役という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

社外取締役杉山博高とは社外取締役という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

社外取締役中條宰とは社外取締役という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役安島和夫とは社外監査役という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役柳瀬貞朝とは、社外監査役という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役百合本安彦は当社の大株主であるグローバル・ブレイン株式会社(株式の所有割合0.41%)の代表取締役を兼務しておりますが、百合本氏個人並びに同社とは、社外監査役又は株主という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

社外監査役藤井幹晴とは、社外監査役という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

社外取締役は、幅広い経験と豊富な見識等に基づく客観的な視点での経営監視の役割を担っております。社外監査役は、幅広い経験と豊富な見識等に基づき、適切な監査機能を担っております。当社の社外取締役及び社外監査役は、このような役割を担うための経験及び知見を有した者を選任しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の候補者選定にあたり、社外役員としての独立性に関する基準や方針を定めておりませんが、各社外取締役及び社外監査役は、個人として中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識しております。

また、社外取締役である加島敏幸、杉山博高及び中條宰並びに社外監査役である安島和夫、柳瀬貞朝及び藤井幹晴は、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

なお、社外取締役及び社外監査役は、経営管理部、内部監査人及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、経営監視及び監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	149,032	101,508	-	47,524	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	15,930	15,930	-	-	-	4

(注) 社外監査役百合本安彦は無報酬のため社外役員の員数に含めておりません。

ロ．報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

当事業年度において、報酬等の総額が1億円以上である者はありません。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員報酬は、継続的な企業価値の向上と当社の業績向上へのインセンティブとして機能することを基本方針として設計しております。

報酬等の水準につきましては、当社役員の役割と責任に見合った水準を設定することとしております。

取締役の報酬につきましては、「基本報酬」及び「賞与」によって構成しております。「基本報酬」につきましては、役位及び職務に応じて決定しております。「賞与」につきましては、利益水準及び各種経営指標の達成度合い等を総合的に勘案の上、決定しております。なお、係る方針につきましては、報酬委員会の意見を受けて取締役会が決定しております。

監査役の報酬等につきましては、「基本報酬」のみによって構成しており、「賞与」等の業績連動型報酬の支給を行いません。常勤・非常勤の別、経験、見識及び役割等に応じて決定しております。なお、係る方針につきましては、監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

ニ．投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

ホ．投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

**取締役の選任及び解任の決議要件**

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

**株主総会の特別決議要件**

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

**自己株式の取得に関する要件**

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

**剰余金の配当**

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。

**反社会的勢力との関係の排除**

当社は、「トライステージ行動指針」等において、反社会的勢力との関係を排除する旨を明示し、従業員にその内容を徹底しております。さらに、「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」等を制定し、反社会的勢力に対する対応を具体的に規定しております。

また、経営管理部を反社会的勢力に対する対応部門とし、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会し、反社会的勢力との関係排除に対して厳格な体制をとっております。

**(2) 【監査報酬の内容等】**

**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	21,500	1,400	21,500	4,930
連結子会社	-	-	-	-
計	21,500	1,400	21,500	4,930

**【その他重要な報酬の内容】**

該当事項はありません。

**【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**

(前連結会計年度及び当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス業務に関するアドバイザリー業務の委託によるものであります。

**【監査報酬の決定方針】**

当社では、監査公認会計士等と協議した上で、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、社外セミナーへの参加、各種専門書を定期購読し情報を収集することで、会計基準の変更等に的確に対応できる体制を整えております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,959,534	5,243,628
受取手形及び売掛金	4,387,011	4,240,171
有価証券	1,397,930	2,399,775
商品	7,892	605
仕掛品	-	2,572
貯蔵品	5,070	3,680
繰延税金資産	74,029	114,879
その他	60,557	68,431
貸倒引当金	85,860	92,784
流動資産合計	11,291,163	11,980,959
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,322,841	1,194,779
工具、器具及び備品(純額)	191,391	162,734
車両運搬具(純額)	166	96
土地	37,495	-
リース資産(純額)	1,3032	115,535
有形固定資産合計	326,926	273,146
無形固定資産		
のれん	414,630	295,517
ソフトウェア	55,833	49,834
無形固定資産合計	470,464	345,351
投資その他の資産		
投資有価証券	3,000	27,464
差入保証金	457,605	346,482
破産更生債権等	449,164	47,703
繰延税金資産	174,383	29,859
その他	18,253	3,923
貸倒引当金	449,271	47,788
投資その他の資産合計	653,134	387,644
固定資産合計	1,450,525	1,006,142
資産合計	12,741,689	12,987,102

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,719,112	2,631,996
短期借入金	3,534,508	5,411,113
リース債務	670	4,049
未払法人税等	69,605	183,136
賞与引当金	1,890	1,700
役員賞与引当金	4,320	47,524
資産除去債務	28,443	-
その他	511,509	315,282
流動負債合計	3,685,059	3,594,802
固定負債		
長期借入金	328,269	226,432
リース債務	2,569	12,318
退職給付引当金	59,116	-
退職給付に係る負債	-	64,821
資産除去債務	68,926	69,814
その他	25,000	25,000
固定負債合計	441,881	398,387
負債合計	4,126,941	3,993,189
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	643,642	644,738
資本剰余金	633,642	634,738
利益剰余金	7,463,774	7,848,010
自己株式	148,133	148,181
株主資本合計	8,592,925	8,979,306
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,283	144
その他の包括利益累計額合計	1,283	144
新株予約権	-	2,509
少数株主持分	23,105	12,241
純資産合計	8,614,747	8,993,913
負債純資産合計	12,741,689	12,987,102

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
売上高	36,023,571	32,185,232
売上原価	33,131,144	28,992,661
売上総利益	2,892,427	3,192,571
販売費及び一般管理費	1,216,978	1,227,144
営業利益	775,448	919,426
営業外収益		
受取利息	7,757	8,798
受取配当金	-	150
保険返戻金	-	5,466
貸倒引当金戻入額	-	4,520
その他	2,178	1,759
営業外収益合計	9,935	20,695
営業外費用		
支払利息	6,842	6,774
その他	1,137	1,779
営業外費用合計	7,979	8,553
経常利益	777,404	931,567
特別利益		
固定資産売却益	-	3,643
特別利益合計	-	6,439
特別損失		
固定資産売却損	4,361	-
固定資産除却損	5,804	5,179
減損損失	6,827	-
本社移転費用	67,829	-
特別損失合計	98,082	1,799
税金等調整前当期純利益	679,321	936,208
法人税、住民税及び事業税	276,690	298,856
法人税等調整額	38,619	102,972
法人税等合計	315,310	401,829
少数株主損益調整前当期純利益	364,011	534,379
少数株主利益又は少数株主損失( )	10,938	999
当期純利益	374,949	533,380

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
少数株主損益調整前当期純利益	364,011	534,379
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,283	1,138
その他の包括利益合計	1,283	1,138
包括利益	362,728	535,517
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	373,666	534,518
少数株主に係る包括利益	10,938	999



【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	638,499	628,499	7,237,314	148,133	8,356,180
当期変動額					
新株の発行	5,142	5,142			10,285
剰余金の配当			148,489		148,489
当期純利益			374,949		374,949
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,142	5,142	226,459	-	236,745
当期末残高	643,642	633,642	7,463,774	148,133	8,592,925

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	-	-	-	31,335	8,387,515
当期変動額					
新株の発行					10,285
剰余金の配当					148,489
当期純利益					374,949
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,283	1,283	-	8,230	9,513
当期変動額合計	1,283	1,283	-	8,230	227,232
当期末残高	1,283	1,283	-	23,105	8,614,747

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	643,642	633,642	7,463,774	148,133	8,592,925
当期変動額					
新株の発行	1,096	1,096			2,192
剰余金の配当			149,143		149,143
当期純利益			533,380		533,380
自己株式の取得				47	47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,096	1,096	384,236	47	386,380
当期末残高	644,738	634,738	7,848,010	148,181	8,979,306

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,283	1,283	-	23,105	8,614,747
当期変動額					
新株の発行					2,192
剰余金の配当					149,143
当期純利益					533,380
自己株式の取得					47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,138	1,138	2,509	10,863	7,215
当期変動額合計	1,138	1,138	2,509	10,863	379,165
当期末残高	144	144	2,509	12,241	8,993,913

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	679,321	936,208
減価償却費	60,758	85,112
減損損失	8,217	-
のれん償却額	99,756	106,850
貸倒引当金の増減額(は減少)	8,217	394,559
役員賞与引当金の増減額(は減少)	4,320	43,204
賞与引当金の増減額(は減少)	74	190
退職給付引当金の増減額(は減少)	5,456	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	5,705
受取利息及び受取配当金	7,757	8,948
保険返戻金	-	5,466
支払利息	6,842	6,774
固定資産売却損益(は益)	3,610	6,439
固定資産除却損	8,044	1,799
本社移転費用	78,209	-
売上債権の増減額(は増加)	270,176	28,559
たな卸資産の増減額(は増加)	8,119	6,103
仕入債務の増減額(は減少)	322,523	87,116
未払金の増減額(は減少)	33,534	91,943
未収消費税等の増減額(は増加)	25,173	-
未払消費税等の増減額(は減少)	24,842	57,815
営業保証金の増減額(は増加)	35,250	47,000
その他	9,320	69,456
小計	952,226	799,926
利息及び配当金の受取額	8,496	8,834
利息の支払額	4,347	6,812
法人税等の支払額	220,034	196,088
本社移転費用の支払額	16,559	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	719,781	605,859
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	4,799,983	5,600,000
有価証券の償還による収入	3,600,000	4,600,000
関係会社株式の取得による支出	-	4,464
有形固定資産の取得による支出	109,172	140,780
有形固定資産の売却による収入	-	24,872
無形固定資産の取得による支出	20,811	88,998
資産除去債務の履行による支出	-	28,000
定期預金の預入による支出	9,001,200	7,200,000
定期預金の払戻による収入	9,602,400	8,300,000
保険積立金の払戻による収入	-	7,853
子会社株式の追加取得による支出	94,863	-
差入保証金の差入による支出	214,939	-
差入保証金の回収による収入	-	63,896
その他	295	4,520
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,038,865	61,100

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	98,324	50,000
長期借入れによる収入	245,012	100,000
長期借入金の返済による支出	189,938	148,232
社債の償還による支出	14,000	-
連結子会社設立に伴う少数株主からの払込みによる収入	29,400	-
少数株主への清算分配金の支払額	-	11,862
株式の発行による収入	10,285	2,192
自己株式の取得による支出	-	47
配当金の支払額	148,274	149,126
その他	106	3,588
財務活動によるキャッシュ・フロー	30,703	160,664
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	288,380	384,094
現金及び現金同等物の期首残高	1,847,914	1,559,534
現金及び現金同等物の期末残高	1,559,534	1,943,628

【注記事項】

( 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 )

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社  
連結子会社の名称 メールカスタマーセンター株式会社  
株式会社ディーピーシー

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社トライズデジタルベースについては、第3四半期連結会計期間において清算終了したため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

会社名 ROSE STAGE CO.,LTD.

当連結会計年度において当社が新たにROSE STAGE CO.,LTD.株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、同社を持分法適用の関連会社を含めております。

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

イ. 商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

ロ. 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

ハ. 貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

車両運搬具 6年

無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

一部の連結子会社において、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金

当社において、役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間(5年)にわたり定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

1. 前連結会計年度において、「有形固定資産」の「減価償却累計額」は、各資産科目に対する控除科目として独立掲記していましたが、連結貸借対照表の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より各資産科目の金額から直接控除して表示し、当該減価償却累計額を注記事項に記載する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」に表示していた「建物」300,960千円、「減価償却累計額」76,119千円、「工具、器具及び備品」189,378千円、「減価償却累計額」97,986千円、「車両運搬具」821千円、「減価償却累計額」655千円、「リース資産」3,192千円、「減価償却累計額」159千円は、それぞれ「建物(純額)」、「工具、器具及び備品(純額)」、「車両運搬具(純額)」、「リース資産(純額)」として組替えております。

2. 前連結会計年度において表示していた「退職給付引当金」は「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)の適用に伴い、当連結会計年度より、「退職給付に係る負債」として表示しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、比較情報について表示の組替えを行っておりません。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「営業保証金の増減額(は増加)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた25,929千円は、「営業保証金の増減額(は増加)」35,250千円、「その他」9,320千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
減価償却累計額	174,920千円	145,206千円

2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
投資有価証券(株式)	-千円	4,464千円

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
建物	9,221千円	-千円
土地	7,495	-
計	16,716	-

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
短期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	21,720千円	-千円
長期借入金	20,680	-
計	42,400	-

4 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
受取手形割引高	10,355千円	-千円

5 当座貸越契約

当社及び一部の連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
当座貸越極度額	2,000,000千円	2,200,000千円
借入実行残高	200,000	250,000
差引額	1,800,000	1,950,000



(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
給料及び手当	771,604千円	776,317千円
賞与引当金繰入額	1,890	1,700
役員賞与引当金繰入額	4,320	47,524
退職給付費用	18,482	17,336
貸倒引当金繰入額	8,261	20,177

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
	- 千円	1,438千円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
建物	- 千円	4,449千円
土地	-	1,989
計	-	6,439

4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
工具、器具及び備品	3,576千円	- 千円
車両運搬具	34	-
計	3,610	-

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
建物	2,832千円	- 千円
工具、器具及び備品	212	92
車両運搬具	0	-
ソフトウェア	5,000	1,706
計	8,044	1,799

6 減損損失

前連結会計年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

用途	場所	種類	減損損失 (千円)
事務所資産	東京都港区 東京都渋谷区	建物	26,168
		工具、器具及び備品	2,411
賃貸用資産	神奈川県横浜市	建物	3,606
		土地	2,904
事業用資産	東京都渋谷区	ソフトウェア	1,706

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業の種類別セグメントを基本単位としてグルーピングを行っております。また、賃貸用資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、本社移転の意思決定を行ったため事務所資産のうち、将来使用見込みのない固定資産について、帳簿価額を減損損失として計上しております。なお、当該減損損失は、連結損益計算書上、特別損失の「本社移転費用」に含めて表示しております。

また、賃貸用資産については稼働率が著しく低下した状態が続いており、低下した稼働率の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は、不動産鑑定評価に基づく正味売却価額によっております。

このほか、事業用資産の一部について将来の使用見込みがなくなったため、帳簿価額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	2,070千円	1,845千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	2,070	1,845
税効果額	786	706
その他有価証券評価差額金	1,283	1,138
その他の包括利益合計	1,283	1,138

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	7,574,700	32,700	-	7,607,400
合計	7,574,700	32,700	-	7,607,400
自己株式				
普通株式	150,204	-	-	150,204
合計	150,204	-	-	150,204

(注) 普通株式の発行済総数の増加32,700株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

当社が発行している新株予約権は、すべてストック・オプション等として無償で付与されているため、記載を省略しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年5月29日 定時株主総会	普通株式	148,489	20	平成25年2月28日	平成25年5月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月29日 定時株主総会	普通株式	149,143	利益剰余金	20	平成26年2月28日	平成26年5月30日

当連結会計年度（自 平成26年 3月 1日 至 平成27年 2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	7,607,400	12,600	-	7,620,000
合計	7,607,400	12,600	-	7,620,000
自己株式				
普通株式	150,204	31	-	150,235
合計	150,204	31	-	150,235

(注) 1. 普通株式の発行済総数の増加12,600株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の増加31株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	2,509
	合計	-	-	-	-	-	2,509

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年 5月29日 定時株主総会	普通株式	149,143	20	平成26年 2月28日	平成26年 5月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年 5月27日 定時株主総会	普通株式	530,353	利益剰余金	71	平成27年 2月28日	平成27年 5月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
現金及び預金勘定	5,959,534千円	5,243,628千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	4,400,000	3,300,000
現金及び現金同等物	1,559,534	1,943,628

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
1年内	155,845	214,710
1年超	877,026	662,316
合計	1,032,871	877,026

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、原則として資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、与信管理規程に従い、新規取引先等の信用調査等を行っており、また、取引先ごとに期日及び残高の管理をするとともに、主要な取引先の状況をモニタリングすることにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に、余資運用のため保有する債券等及び業務上の関係を有する企業の株式であり、債券・株式等発行体の信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。有価証券については、原則として格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、月次資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資であり、金利変動リスクに晒されております。当該リスクについては、一部、固定金利により調達することによりリスクの低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成26年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	5,959,534	5,959,534	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,872,011		
貸倒引当金 1	85,803		
	3,786,207	3,786,207	-
(3) 有価証券	1,397,930	1,397,930	-
資産計	11,143,672	11,143,672	-
(4) 買掛金	2,719,112	2,719,112	-
(5) 短期借入金	200,000	200,000	-
(6) 長期借入金 2	435,777	435,877	100
負債計	3,354,889	3,354,990	100

1 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

2 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（平成27年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	5,243,628	5,243,628	-
(2) 受取手形及び売掛金	4,240,171		
貸倒引当金 1	92,738		
	4,147,433	4,147,433	-
(3) 有価証券	2,399,775	2,399,775	-
資産計	11,790,836	11,790,836	-
(4) 買掛金	2,631,996	2,631,996	-
(5) 短期借入金	250,000	250,000	-
(6) 長期借入金 2	387,545	388,013	468
負債計	3,269,541	3,270,010	468

1 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

2 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、売掛債権信託受益権等については、取引金融機関等から提示された価格をもって時価としております。

(4) 買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

これらの時価について、固定金利によるものは元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、変動金利によるものについては、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
非上場株式	3,000	7,464

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成26年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,959,241	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,872,011	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	1,397,930	-	-	-
合計	11,229,182	-	-	-

当連結会計年度（平成27年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,243,168	-	-	-
受取手形及び売掛金	4,240,171	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの その他	2,399,775	-	-	-
合計	11,883,115	-	-	-

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成26年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	-	-	-	-	-
長期借入金	149,508	128,816	84,127	59,792	13,534	-
合計	349,508	128,816	84,127	59,792	13,534	-

当連結会計年度（平成27年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	250,000	-	-	-	-	-
長期借入金	161,113	120,518	85,564	20,350	-	-
合計	411,113	120,518	85,564	20,350	-	-



(有価証券関係)  
その他有価証券

前連結会計年度(平成26年2月28日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	1,397,930	1,400,000	2,070
	小計	1,397,930	1,400,000	2,070
合計		1,397,930	1,400,000	2,070

当連結会計年度（平成27年2月28日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	199,820	200,000	180
	(3) その他	2,199,955	2,200,000	45
	小計	2,399,775	2,400,000	225
合計		2,399,775	2,400,000	225

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項

	連結会計年度 （平成26年2月28日）
退職給付債務（千円）	66,263
中退共積立資産（千円）	7,146
退職給付引当金（千円）	59,116

（注） 当社及び一部の連結子会社は、退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)
退職給付費用(千円)	18,482
勤務費用(千円)	18,482

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、また一部の連結子会社は、中小企業退職金共済制度(中退共)に加入しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算は簡便法によっております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	59,116千円
退職給付費用	17,336
退職給付の支払額	9,029
制度への拠出額	2,602
退職給付に係る負債の期末残高	64,821

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,266千円
中退共積立資産	8,975
	5,291
非積立型制度の退職給付債務	59,529
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	64,821
退職給付に係る負債	64,821
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	64,821

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	17,336千円
----------------	----------

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 3月 1日 至 平成26年 2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年 3月 1日 至 平成27年 2月28日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	-	2,509

2. スtock・オプション等の内容

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 23名	当社従業員 46名 子会社従業員 10名
ストック・オプションの目的 となる株式の種類及び数 (注) 1	普通株式 179,700株	普通株式 69,500株
付与日	平成18年 9月29日	平成26年10月30日
権利確定条件 (注) 2	新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合(以下「退職等」という。)で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。	新株予約権の権利行使時において、当社又は関係会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合(以下「退職等」という。)は、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。
対象勤務期間 (注) 2	自平成18年 9月29日 至平成21年 8月 7日	自平成26年10月30日 至平成28年10月30日

	第 1 回新株予約権	第 4 回新株予約権
権利行使期間	<p>平成21年 8 月 8 日から、平成28年 9 月 25日までとする。</p> <p>ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその 1 年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の 1 年後の応当日から 2 年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の 2 年後の応当日から 3 年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の 3 年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。</p>	<p>平成28年10月31日から、平成31年10月30日までとする。</p>

- (注) 1. 上記表に記載された株式数は、平成20年 2 月15日付株式分割（普通株式 1 株につき100株）及び平成21年 9 月 1 日付株式分割（普通株式 1 株につき 3 株）による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 権利確定条件及び対象勤務期間は、当連結会計年度において存在したいずれのストック・オプションについても、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日とみなした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。

### 3. スtock・オプション等の規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年2月期)において存在したStock・オプション等を対象とし、Stock・オプション等の数については、株式数に換算しております。

#### Stock・オプションの数

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末残	-	-
付与	-	69,500
失効	-	100
権利確定	-	-
未確定残	-	69,400
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末残	21,900	-
権利確定	-	-
権利行使	12,600	-
失効	-	-
未行使残	9,300	-

(注) 上記表に記載された株式数は、平成20年2月15日付株式分割(普通株式1株につき100株)及び平成21年9月1日付株式分割(普通株式1株につき3株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

#### 単価情報

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)(注)	174	1,271
権利行使時平均株価 (円)	1,513	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	217

(注) 権利行使価格については、平成20年2月15日付株式分割(普通株式1株につき100株)及び平成21年9月1日付株式分割(普通株式1株につき3株)による調整後の1株当たりの価格を記載しております。

### 4. Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 当連結会計年度において付与された第4回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式  
主な基礎数値及び見積方法

	第4回新株予約権
株価変動性(注)1	27.254%
予想残存期間(注)2	3.5年
予想配当(注)3	20円/株
無リスク利率(注)4	0.045%

(注) 1. 3.5年間(平成23年3月から平成26年9月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成26年2月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(2) 第1回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

ストック・オプション付与時点において、当社は、株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、平成18年9月29日付与については類似会社比準方式と簿価純資産方式の折衷法により、平成19年2月28日付与については類似会社比準方式によっております。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	11,160千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	16,871千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	7,321千円	13,048千円
未払賞与	-	28,510
貸倒引当金	30,058	30,925
未払費用	9,036	26,957
繰越欠損金	-	7,387
その他	27,688	8,929
小計	74,105	115,758
評価性引当額	76	-
合計	74,029	115,758
繰延税金負債(流動)		
未収事業税	-	885
合計	-	885
繰延税金資産(固定)		
貸倒引当金	159,151	15,186
退職給付引当金	21,131	-
退職給付に係る負債	-	23,180
資産除去債務	24,565	24,882
その他	22,886	3,824
小計	227,735	67,073
評価性引当額	28,469	15,156
合計	199,266	51,917
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務に対応する資産	24,883	22,057
合計	24,883	22,057
繰延税金資産の純額	248,412	144,733

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当連結会計年度 (平成27年2月28日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5	3.3
のれん償却額	3.1	2.8
住民税均等割	0.5	0.4
評価性引当額	3.9	1.3
その他	0.6	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.4	42.9



3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年3月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成29年3月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

「ダイレクトマーケティング支援事業」はダイレクトマーケティングを実施する企業への各種メディア枠の提供に加え、各種表現企画、制作、受注・物流等におけるノウハウ等のソリューションの提供を主な業務としております。

「ダイレクトメール発送代行業」はダイレクトメールを発送する企業に対し、郵便やメール便等を利用し、印刷封入封緘作業等を含めた発送代行を主な業務としております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であり、報告セグメントの利益又は損失( )は、営業利益ベースの数値であります。なお、セグメント間の内部収益及び振替高は、一般取引と同様の条件に基づいて決定しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	ダイレクトマーケ ティング支援事業	ダイレクトメール 発送代行業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	28,265,272	7,758,298	36,023,571	-	36,023,571
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	26,856	26,856	26,856	-
計	28,265,272	7,785,154	36,050,427	26,856	36,023,571
セグメント利益又は損失( )	795,813	20,413	775,400	48	775,448
セグメント資産	10,748,403	1,996,415	12,744,818	3,129	12,741,689
その他の項目					
減価償却費	58,755	2,003	60,758	-	60,758
のれんの償却額	-	99,756	99,756	-	99,756
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	320,182	4,089	324,271	-	324,271

(注)1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額は、貸倒引当金繰入額の調整額であります。
  - (2) セグメント資産の調整額は、セグメント間債権債務消去によるものであります。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	ダイレクトマーケ ティング支援事業	ダイレクトメール 発送代行業業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	24,667,697	7,517,534	32,185,232	-	32,185,232
セグメント間の内部売上高又 は振替高	-	32,589	32,589	32,589	-
計	24,667,697	7,550,124	32,217,822	32,589	32,185,232
セグメント利益又は損失（ ）	978,168	58,712	919,455	29	919,426
セグメント資産	11,311,353	1,679,255	12,990,609	3,506	12,987,102
その他の項目					
減価償却費	80,876	4,235	85,112	-	85,112
のれんの償却額	-	106,850	106,850	-	106,850
持分法適用会社への投資額	4,464	-	4,464	-	4,464
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	28,523	16,092	44,615	-	44,615

(注) 1 . 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額は、貸倒引当金繰入額の調整額であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間債権債務消去によるものであります。

2 . セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への売上が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
キューサイ株式会社	6,580,038	ダイレクトマーケティング支援事業
株式会社テレビショッピング研究所	3,898,070	ダイレクトマーケティング支援事業

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への売上が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
キューサイ株式会社	5,708,585	ダイレクトマーケティング支援事業
株式会社富山常備薬グループ	3,242,887	ダイレクトマーケティング支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ダイレクトマーケティング支援事業	ダイレクトメール発送代行事業	計		
減損損失	28,166	8,631	36,797	-	36,797

(注) 1. ダイレクトマーケティング支援事業において、本社移転に伴う減損損失を28,166千円計上しております。当該減損損失は、連結損益計算書上、特別損失の「本社移転費用」に含めて表示しております。

2. ダイレクトメール発送代行事業において、本社移転に伴う減損損失を413千円計上しております。なお、当該減損損失は、連結損益計算書上、特別損失の「本社移転費用」に含めて表示しております。また、有形固定資産及びソフトウエアの減損損失を8,217千円計上しております。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ダイレクトマーケティング支援事業	ダイレクトメール発送代行事業	計		
当期償却額	-	99,756	99,756	-	99,756
当期末残高	-	414,630	414,630	-	414,630

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	ダイレクトマーケティング支援事業	ダイレクトメール発送代行事業	計		
当期償却額	-	106,850	106,850	-	106,850
当期末残高	-	295,517	295,517	-	295,517

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引  
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引  
連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員等

前連結会計年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
重要な子会社の役員及びその近親者	濱寄勝海	-	-	メールカスタマーセンター株式会社代表取締役	-	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注)1	145,180	-	-
						担保の受入れ	銀行借入に対する担保の受入 (注)2	42,400	-	-

(注)1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

メールカスタマーセンター株式会社は同社の銀行借入に対して、同社代表取締役濱寄勝海より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. メールカスタマーセンター株式会社は同社の銀行借入に対して、同社代表取締役濱寄勝海より担保の提供を受けております。

当連結会計年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
重要な子会社の役員及びその近親者	濱寄勝海	-	-	メールカスタマーセンター株式会社代表取締役	-	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証 (注)1	89,085	-	-
						担保の受入れ	銀行借入に対する担保の受入 (注)2	17,280	-	-

(注)1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

メールカスタマーセンター株式会社は同社の銀行借入に対して、同社代表取締役濱寄勝海より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. メールカスタマーセンター株式会社は同社の銀行借入に対して、同社代表取締役濱寄勝海より担保の提供を受けております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
1株当たり純資産額	1,152.13円	1,202.07円
1株当たり当期純利益金額	50.36円	71.51円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	50.18円	71.34円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	374,949	533,380
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	374,949	533,380
期中平均株式数(株)	7,445,447	7,458,330
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	25,950	17,887
(うち新株予約権(株))	(25,950)	(17,887)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	平成26年10月14日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数69,400株)

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	250,000	1.12	-
1年以内に返済予定の長期借入金	149,508	161,113	0.90	-
1年以内に返済予定のリース債務	670	4,049	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	286,269	226,432	0.83	平成28年3月1日～ 平成30年11月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,569	12,318	-	平成28年3月1日～ 平成31年3月4日
合計	639,016	653,913	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	120,518	85,564	20,350	-
リース債務	4,049	4,049	3,937	281

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	7,960,608	16,270,607	24,221,324	32,185,232
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	109,014	418,033	617,320	936,208
四半期(当期)純利益金額 (千円)	51,805	237,548	342,722	533,380
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	6.95	31.85	45.96	71.51

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	6.95	24.91	14.10	25.55



## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	5,706,499	5,113,920
売掛金	2,707,466	3,141,637
有価証券	1,397,930	2,399,775
商品	7,892	605
貯蔵品	132	768
前渡金	5,415	3,902
前払費用	20,205	23,751
繰延税金資産	66,008	101,908
その他	3,16,382	3,5,908
貸倒引当金	66,445	75,043
<b>流動資産合計</b>	<b>9,861,489</b>	<b>10,717,135</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	215,549	194,744
工具、器具及び備品	89,786	62,450
<b>有形固定資産合計</b>	<b>305,336</b>	<b>257,194</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	54,099	49,834
<b>無形固定資産合計</b>	<b>54,099</b>	<b>49,834</b>
<b>投資その他の資産</b>		
関係会社株式	417,364	407,766
差入保証金	315,685	252,602
破産更生債権等	410,169	32,982
長期前払費用	10,000	-
繰延税金資産	168,550	26,396
その他	5,690	3,812
貸倒引当金	410,297	33,067
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>917,163</b>	<b>690,492</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>1,276,598</b>	<b>997,520</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,138,087</b>	<b>11,714,655</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	3 1,846,786	3 1,933,101
未払金	324,783	3 104,071
未払費用	51,692	94,188
未払法人税等	53,427	182,535
前受金	-	3 813
資産除去債務	28,443	-
役員賞与引当金	4,320	47,524
その他	16,210	92,500
流動負債合計	2,325,663	2,454,734
固定負債		
退職給付引当金	54,872	59,529
資産除去債務	68,926	69,814
その他	25,000	25,000
固定負債合計	148,799	154,344
負債合計	2,474,463	2,609,078
純資産の部		
株主資本		
資本金	643,642	644,738
資本剰余金		
資本準備金	633,642	634,738
資本剰余金合計	633,642	634,738
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,535,756	7,971,915
利益剰余金合計	7,535,756	7,971,915
自己株式	148,133	148,181
株主資本合計	8,664,907	9,103,211
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,283	144
評価・換算差額等合計	1,283	144
新株予約権	-	2,509
純資産合計	8,663,624	9,105,576
負債純資産合計	11,138,087	11,714,655

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	当事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)
売上高	1 28,255,243	1 24,666,761
売上原価	1 25,740,454	1 21,765,215
売上総利益	2,514,788	2,901,546
販売費及び一般管理費	2 1,690,205	1, 2 1,920,339
営業利益	824,582	981,207
営業外収益		
受取利息	5,247	4,240
有価証券利息	2,449	4,497
その他	1 2,934	1 1,329
営業外収益合計	10,632	10,067
営業外費用		
支払利息	30	32
債権売却損	417	345
為替差損	480	730
営業外費用合計	928	1,107
経常利益	834,286	990,167
特別損失		
固定資産売却損	3 3,576	-
固定資産除却損	4 6,947	4 92
関係会社株式評価損	16,538	-
関係会社清算損	-	1,714
本社移転費用	77,164	-
特別損失合計	104,226	1,807
税引前当期純利益	730,059	988,360
法人税、住民税及び事業税	255,334	297,508
法人税等調整額	49,047	105,548
法人税等合計	304,382	403,056
当期純利益	425,677	585,303

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)		当事業年度 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
ソリューション売上原価					
媒体費		21,022,660		18,668,958	
外注費		4,549,484		2,939,069	
ソリューション売上原価合計		25,572,145	99.3	21,608,027	99.3
商品売上原価					
期首商品棚卸高		145		7,892	
当期商品仕入高		176,056		149,900	
合計		176,201		157,793	
期末商品棚卸高		7,892		605	
商品売上原価合計		168,309	0.7	157,187	0.7
売上原価合計		25,740,454	100.0	21,765,215	100.0

(注) 1. 媒体費は、テレビ番組放送枠やテレビCM枠、各種インターネットメディア、ラジオ、雑誌等のメディア枠から構成されております。

2. 外注費は、表現制作物の制作、コールセンター業務の委託、その他ソリューションの外注等から構成されております。

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	638,499	628,499	628,499	7,258,568	7,258,568	148,133	8,377,433	-	-	-	8,377,433
当期変動額											
新株の発行	5,142	5,142	5,142				10,285				10,285
剰余金の配当				148,489	148,489		148,489				148,489
当期純利益				425,677	425,677		425,677				425,677
自己株式の取得							-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								1,283	1,283	-	1,283
当期変動額合計	5,142	5,142	5,142	277,187	277,187	-	287,473	1,283	1,283	-	286,190
当期末残高	643,642	633,642	633,642	7,535,756	7,535,756	148,133	8,664,907	1,283	1,283	-	8,663,624

当事業年度（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	643,642	633,642	633,642	7,535,756	7,535,756	148,133	8,664,907	1,283	1,283	-	8,663,624
当期変動額											
新株の発行	1,096	1,096	1,096				2,192				2,192
剰余金の配当				149,143	149,143		149,143				149,143
当期純利益				585,303	585,303		585,303				585,303
自己株式の取得						47	47				47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								1,138	1,138	2,509	3,648
当期変動額合計	1,096	1,096	1,096	436,159	436,159	47	438,304	1,138	1,138	2,509	441,952
当期末残高	644,738	634,738	634,738	7,971,915	7,971,915	148,181	9,103,211	144	144	2,509	9,105,576

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 : 3～15年

工具、器具及び備品 : 3～15年

(2) 無形固定資産

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第80条に定めるたな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
当座貸越契約極度額	1,800,000千円	1,800,000千円
借入実行額	-	-
差引額	1,800,000	1,800,000

2 保証債務

当社は、他社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
メールカスタマーセンター株式会社 (借入債務)	403,401千円	191,438千円
計	403,401	191,438

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示されたものを除く）

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
金銭債権	2,222千円	3,887千円
金銭債務	18,250	1,981

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自平成25年3月1日 至平成26年2月28日)	当事業年度 (自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)
営業取引による取引高		
売上高	315千円	2,351千円
仕入高	74,698	47,739
営業取引以外の取引による取引高	2,663	16,389

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55%、当事業年度53%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45%、当事業年度47%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年3月1日 至平成26年2月28日)	当事業年度 (自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)
給料及び手当	642,576千円	671,517千円
賞与	140,331	194,019
役員賞与引当金繰入額	4,320	47,524
退職給付費用	17,744	13,686
地代家賃	125,762	197,274
減価償却費	57,845	80,837
貸倒引当金繰入額	15,448	20,926

3 固定資産売却損の内容は、次の通りであります。

	前事業年度 (自平成25年3月1日 至平成26年2月28日)	当事業年度 (自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)
工具、器具及び備品	3,576千円	-千円
計	3,576	-

4 固定資産除却損の内容は、次の通りであります。

	前事業年度 (自平成25年3月1日 至平成26年2月28日)	当事業年度 (自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)
建物	1,734千円	-千円
工具、器具及び備品	212	92
ソフトウェア	5,000	-
計	6,947	92



(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式407,766千円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式417,364千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	5,926千円	13,048千円
未払賞与	-	28,510
貸倒引当金	25,150	26,745
未払費用	9,036	26,927
その他	25,894	6,676
合計	66,008	101,908
繰延税金資産(固定)		
貸倒引当金	146,233	11,785
退職給付引当金	19,556	21,216
資産除去債務	24,565	24,882
その他	18,610	2,324
小計	208,965	60,208
評価性引当額	15,531	11,754
合計	193,434	48,453
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務に対応する資産	24,883	22,057
合計	24,883	22,057
繰延税金資産の純額	234,559	128,304

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当事業年度 (平成27年2月28日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	3.2
住民税均等割	0.3	0.2
評価性引当額	2.1	0.4
その他	0.1	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.7	40.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成29年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	285,201	3,189	69,453	23,995	218,937	24,193
	工具、器具及び備品	186,947	7,169	15,709	34,413	178,407	115,957
	計	472,148	10,359	85,162	58,408	397,345	140,151
無形固定資産	ソフトウェア	125,990	18,164	-	22,429	144,154	94,320
	計	125,990	18,164	-	22,429	144,154	94,320

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」について、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	社内改装に伴う資産の増加	3,189千円
工具、器具及び備品	サーバー・パソコン等の購入	6,507千円
ソフトウェア	放送枠分析システム等	18,164千円

3. 当期減少額のうち、主なものは以下のとおりであります。

建物	本社移転に伴う資産の減少	68,779千円
工具、器具及び備品	本社移転に伴う資産の減少	12,967千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	476,743	70,688	439,320	108,111
役員賞与引当金	4,320	47,524	4,320	47,524

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後の翌日から3ヶ月以内
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりで す。 <a href="http://www.tri-stage.jp/">http://www.tri-stage.jp/</a>
株主に対する特典	株主優待制度 (1)対象株主 毎年8月31日及び2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録 された100株(1単元)以上を保有している普通株主 (2)優待内容 100株以上 1,000円相当のクオカード 500株以上 5,000円相当のクオカード

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第8期（自平成25年3月1日至平成26年2月28日）平成26年5月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成26年5月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第9期第1四半期（自平成26年3月1日至平成26年5月31日）平成26年7月15日関東財務局長に提出。

第9期第2四半期（自平成26年6月1日至平成26年8月31日）平成26年10月15日関東財務局長に提出。

第9期第3四半期（自平成26年9月1日至平成26年11月30日）平成27年1月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成26年6月3日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書

平成27年4月15日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年5月27日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁 印

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライステージ及び連結子会社の平成27年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トライステージの平成27年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社トライステージが平成27年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月27日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライステージの平成27年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。